

「消費者問題国民会議 2009」開催委託にかかる地方公共団体の募集について

平成20年5月13日
内閣府 国民生活局

1 消費者問題国民会議開催の趣旨

消費者問題国民会議は、消費者、事業者、学界、行政の四者が一堂に会して消費者問題を総合的に議論することで消費者利益の擁護・増進を図ることを目的とし、内閣府が地方公共団体の協力を得て昭和60年度より毎年開催しており、消費者月間（*）の主要な行事のひとつとなっています。

（*）消費者月間：昭和43年5月30日に消費者保護基本法が施行され、その施行20周年を機に昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っているもの。

2 消費者問題国民会議の内容

消費者問題国民会議では、毎年内閣府が定める統一テーマのもとに、(1)時宜に応じた消費者問題についての基調講演、シンポジウム等の開催、(2)消費者問題についての実践活動の報告、(3)パネル、広報資料の展示等の啓発活動を行なうとともに、消費者支援活動に顕著な功績があった者を内閣府特命担当大臣が表彰する「消費者支援功労者表彰」を行っています。

3 「消費者問題国民会議 2009」開催の地方公共団体の募集

内閣府では、平成21年度においても、「消費者問題国民会議 2009」を東日本と西日本のそれぞれ1ヶ所で、内閣府から地方公共団体への委託事業として実施する予定です。（平成20年度の委託額は1団体あたり約182万円。）

このため、内閣府と共催で東日本大会、西日本大会を実施していただく地方公共団体（地方公共団体又は当該会議を実施するために地方公共団体が組織した実行委員会）を下記の要領で募集いたします。

※ただし、本件は平成21年度に予算措置が講じられることが前提となることをご承知願います。

記

1 募集期間

平成20年5月13日（火）から平成20年6月16日（月）

2 募集対象団体

都道府県・政令指定都市又は当該会議を実施するために都道府県・政令指定都市が組織した実行委員会

3 募集团体数

東日本1ヶ所、西日本1ヶ所

（東日本は北海道から東海まで、西日本は近畿から九州・沖縄まで）

4 業務内容

別添1「消費者問題国民会議委託要綱」及び、別添2「消費者問題国民会議実施要領」による。

5 応募方法

「消費者問題国民会議 2009」の開催を希望する地方公共団体等は、別添応募様式に必要事項を記入の上、添付資料を添えて、平成20年6月16日(月)18:00必着で下記の連絡先まで郵送または持参してください。

【添付資料】

・過去3年間に参加者数300名程度の会議・シンポジウム等の開催実績、及び想定する開催会場等について

6 選考方法及び通知

内閣府国民生活局において、応募書類（添付資料）を検討・審査し、決定させていただきます。

結果については、全ての応募団体に平成20年6月23日（月）までに郵送で通知します。

7 その他

必要により、内閣府国民生活局から問合せをさせていただきます場合があります。

8 連絡先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府国民生活局消費者企画課消費者行政推進室

TEL 03-3581-3454

FAX 03-3581-9935